

寒川町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月28日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第25号

寒川町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正 する規則

寒川町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則(平成3年寒川町規則第15号)の一部を次のように改正する。

第9条中「非課税所得以外の所得」の次に「(母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)第29条第1項に規定する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び同令第31条の10第1項に規定する父子家庭高等職業訓練修了支援給付金(次条第1項において「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」という。))に係るものを除く。))及びひとり親等(父又は母に限る。))がその監護する児童の父又は母から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益(当該児童の世話その他の役務の提供を内容とするものを除く。次条第1項において同じ。))に係る所得」を加える。

第10条第1項中「総所得金額(」の次に「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等に係るものを除き、」を加え、「地方税法第35条の4第1項」を「地方税法附則第35条の4第1項」に改め、「雑所得等の金額」の次に「、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第3条の2の2第4項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第6項に規定する条約適用配当等の額の合計額」を加え、同条第2項第3号中「父及び母を除く」を「母を除く。」に改め、同項第4号

中「除く」を「除く。」に改め、「を追加する。」を削り、同項第6号中「控除」を「免除」に改め、同項第7号を削る。

別表第4中「1,920,000円」を「2,080,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第4の改正規定は、令和7年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の別表第4の規定は、令和5年以後の年の所得による医療費の助成の制限について適用し、令和4年以前の年の所得による医療費の助成の制限については、なお従前の例による。